

埼教互第127号
令和5年9月1日

関係所属長 様

一般財団法人埼玉県教職員互助会理事長

令和5年度団体損害保険の募集に係る所属訪問について

日頃、当互助会が実施する教職員の福利厚生事業につきまして、御理解、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当互助会で取り扱っております団体損害保険の募集に際し、9月1日から9月29日までの期間中、制度内容の説明に保険会社の推進員が所属を訪問させていただく場合がありますので、下記事項に御留意の上、御協力くださるようお願いいたします。

記

- 1 団体損害保険の幹事会社である三井住友海上火災保険(株)が、事前に訪問日時を相談の上、所属を訪問し、制度内容の説明をいたしますので、業務に支障のない範囲での御協力をお願いいたします。

なお、訪問に当たっては、当互助会が交付した「損害保険事業推進員証」を着用します。(裏面参照)

- 2 職員が集合する機会がない場合、昼休みや放課後などに個別の説明(数分程度)をさせていただくことでも結構ですので、訪問への御協力をお願いいたします。

- 3 保険事業推進員は、当互助会の団体損害保険に関することのみを扱い、その他の商品の勧誘等は一切行いません。

担当 互助福祉担当 芦澤
電話 048(830)6706

見本

損害保険事業推進員証

No.

推進員名

上記の者は一般財団法人埼玉県教職員互助会
損害保険事業推進員であることを証明します。

有効期間 自 令和5年9月 1 日
 至 令和5年9月29日

令和 年 月 日
一般財団法人埼玉県教職員互助会理事長 印